監査委員が行う監査等の概要

監査等の種類	関係法令	監査等を行うとき	監査等の及ぶ範囲	請求要旨の公表	監査結果の決定・報告等					監査結果に対する措置		
					合議	意見の提出	勧告	報告対象	公表	監査委員への通知	報告対象	公表
定期監査	法第199条第4項	毎年度少なくとも１回以上 期日を定めて	●財務に関する事務の執行 ●経営に係る事業の管理		○	○	○	議会 長その他の執行機関	○	措置を講じた場合		通知を受けた場合
随時監査	法第199条第5項	必要があると認めるとき	●財務に関する事務の執行 ●経営に係る事業の管理		○	○	○	議会 長その他の執行機関	○	措置を講じた場合		通知を受けた場合
行政監査	法第199条第2項	必要があると認めるとき	事務（自治事務・法定受託事務について は政令に定めるものを除く）の執行		○	○	○	議会 長その他の執行機関	○	措置を講じた場合		通知を受けた場合
財政援助団体等監査	法第199条第7項 令第140条の7第１項・第２項	●必要があると認めるとき ●長の要求があるとき	●補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの ●出資しているもので政令に定めるもの（令第 140条の７第１項：資本金、基本金その他これらに準ずるものの４分の１以上の出資を引き受けているもの）、借入金の元金または利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託で政令に定めるもの（令第 140条の７第２項：受益権を有する不動産の信託）の受託者、公の施設の管理を委託しているものの出納その他委託しているものの出納その他の事務の執行		○	○	○	議会 長その他の執行機関	○	措置を講じた場合		通知を受けた場合
住民監査請求に基づく監査	法第242条	住民が、長その他の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為（①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担）、又は⑤違法・不当に公金の賦課徴収、財産の管理を怠る事実が認められるとして、監査を求め、①当該行為を防止・是正するために必要な措置、②当該怠る事実を改めるために必要な措置、③地方公共団体のこうむった損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求したとき	請求に係る具体的な財務会計上の行為又は怠る事実		○		○	請求人	○	勧告があった場合	請求人	勧告があった場合
公金の収納又は支払事務に関する監査	法第235条の2第2項	●必要があると認めるとき ●長の要求があるとき	指定金融機関が取り扱う公金の収納又は支払事務					議会 長				
	公企法第27条の2第1項	●必要があると認めるとき ●管理者の要求があるとき	指定金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払事務					企業管理者				
直接請求による監査	法第75条	選挙権を有する者の総数の50分の１以上の者の連署をもって、その代表者から事務の執行に関し監査請求があったとき	請求に係る事項	○	○		○	請求人の代表者 議会 長その他の執行機関	○			
議会の請求による監査	法第98条第2項	議会の請求があるとき	事務（自治事務・法定受託事務については政令に定めるものを除く）の執行		○	○	○	議会	○			
採択請願の措置請求に係る監査	法第125条に関し、法第199条に基づき実施	議会から採択請願で監査委員が措置することが適当であるとして、請願処理の経過及び結果の報告を請求されたとき	監査が必要である案件について、法第199条に基づいて実施		○	○		議会 長その他の執行機関	○			
長の請求に基づく監査	法第199条第6項	長の要求があるとき	要求に係る事項 （対象となるものは事務全般の執行）		○	○	○	長	○	措置を講じた場合		通知を受けた場合
市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査	法第243条の2の2第3項	出納職員及び予算の執行職員等が地方公共団体に損害を与えたと長（管理者）が認めた場合に、長（管理者）から事実の有無を監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを請求されたとき	請求に係る事項		○	○ （賠償責任の全部又は一部の免除について、長は監査委員の意見を付けて議会に付議）		長				
	公企法第34条							企業管理者				
共同設置期間の監査	法第252条の2第1項	（札幌市において対象なし）						長（関係団体の長も）	○			
例月現金出納検査	法第235条の2第1項	毎月例日を定めて	現金の出納事務					議会 長				
決算審査	法第233条第2項 令第166条第2項	毎会計年度	長から提出を受けた決算、証書類、政令で定める書類（令第 166条第２項：歳入歳出決算事項別明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書）		○	○ （議会認定に際して不可欠）		長				
	公企法第30条第2項 公企令第23条	毎事業年度	長から提出を受けた決算、証書類、当該年度の事業報告書、政令で定める書類 （公企令第23条：収益費用明細書・固定資産明細書・企業債明細書）		○	○ （議会認定に際して不可欠）		長				
基金の運用状況審査	法第241条第5項	特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について毎会年度	長から提出を受けた当該基金の運用の状況を示す書類		○	○ （議会認定に際して不可欠）		長				
健全化判断比率及び資金不足比率審査	健全化法第3条第1項	毎会計年度	長から提出を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類		○	○		長				
	健全化法第22条第1項	毎事業年度	長から提出を受けた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類		○	○		長				
内部統制評価報告書審査	法第150条第5項	毎会計年度	長から提出を受けた報告書		○	○ （議会認定に際して不可欠）		長				

※　関係法令の略語は次のとおりである。

法　…地方自治法　　公企法　…地方公営企業法　　健全化法　…地方公共団体の財政の健全化に関する法律

令　…地方自治法施行令　公企令　…地方公営企業法施行令